



第41回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2026年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時15分）

場 所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京
白鳳の間

株主総会にご出席いただけない場合

行使
期限

2026年6月18日（木曜日）
午後6時まで

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）
3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社

証券コード：9478

(証券コード 9478)

2026年6月2日

(電子提供措置の開始日2026年5月28日)

株 主 各 位

東 京 都 新 宿 区 舟 町 5
SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速 水 浩 二

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト
に「第41回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.sehi.co.jp/>)



上記の当社ウェブサイトにある「IR情報」「株式情報・株主総会」の順に選択してご覧ください。
また、上記のほか、インターネット上の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名(S E ホールディングス・アンド・インキュベーションズ)又は証券コード(9478)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することが出来ますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から5頁に記載の議決権行使方法のご案内に従って、2026年6月18日(木曜日)の午後6時まで
に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月19日(金曜日)午前10時 (受付開始 午前9時15分)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 白鳳の間
(末尾の株主総会会場案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第41期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第41期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 取締役(監査等委員であるものを除く。)3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎ご交付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
 - ◎株主総会会場内での携帯電話・スマートフォンの使用は禁止させていただきます。
 - ◎下記の事項については、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、当社ホームページ(<https://www.sehi.co.jp/>)に掲載しておりますので、ご交付している書面には記載しておりません。
 - ・事業報告のうち「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「株式会社の支配に関する基本方針」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」
 - ・連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類のうち「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
 - ◎ご出席の株主様向けのお土産のご用意はございません。あらかじめご了承ください。

議決権行使方法のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

■ 当日ご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会日時

2026年6月19日（金曜日）午前10時開催
（受付開始は午前9時15分を予定しております。）



■ 当日ご出席いただけない場合

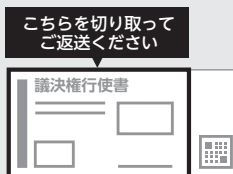


■ 郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月18日（木曜日）午後6時必着



■ インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶ 詳細は4頁～5頁をご覧ください。

行使期限

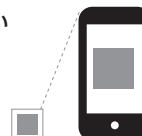
2026年6月18日（木曜日）午後6時入力完了分まで

議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.web54.net>

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

▶ 次頁に詳しくご紹介しています



「スマート行使」による議決権行使について

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

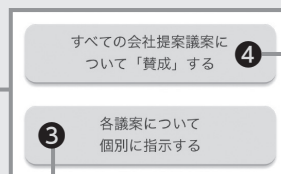
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト
ログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



② 議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。

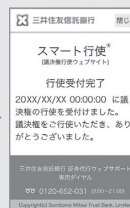


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の
賛否をご入力ください。

④ すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」
ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

■ インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。



パソコン・スマートフォンによる アクセス手順

議決権行使サイト ▶ <https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

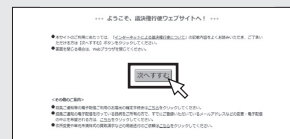
システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート

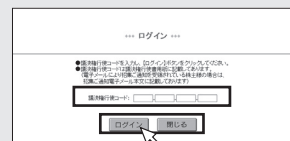
 0120-652-031

(受付時間 9：00～21：00)

① WEBサイトへアクセス



② ログインする



③ パスワードの入力



以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- インターネット（スマート行使含む）により議決権を行使された場合は、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネット（スマート行使含む）によるご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネット（スマート行使含む）によって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通話料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役(監査等委員であるものを除く。)3 名選任の件

取締役(監査等委員であるものを除く。)全員(3 名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員であるものを除く。)3 名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しては、監査等委員会より、株主総会で陳述すべき特段の事項はない旨の意見を得ております。

取締役(監査等委員であるものを除く。)の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当		候補者の有する 当社の株式数
1	はやみ こうじ 速 水 浩 二 (1967年 1 月 9 日生)	1995年 6 月 1996年 4 月	当社取締役 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) SEインベストメント株式会社代表取締役社長	2,791,133株 (2026年 3 月末)
	【取締役候補者とした理由】 同氏は当社の代表取締役社長として当社グループ全体の経営を長年担っており、経営者としての豊富な経験と多方面に亘る高い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といいたしました。			
2	ささき みきお 佐々木 幹 夫 (1959年10月28日生)	1994年 6 月 1997年 4 月 1999年 6 月 2006年10月	当社取締役コミュニケーションデザイン局長 当社取締役出版局長 当社取締役副社長(現任) 株式会社翔泳社代表取締役社長	772,007株 (2026年 3 月末)
	【取締役候補者とした理由】 同氏は子会社である株式会社翔泳社の代表取締役を長年務めた他、その他の子会社役員を歴任していることから、事業会社経営などにおける豊富な経験とグループ経営における高い見識を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。			
3	しのざき こういち 篠 崎 晃 一 (1955年 2 月 24 日生)	1989年 5 月 1993年 4 月	当社取締役 当社取締役副社長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社SEデザイン代表取締役社長	937,207株 (2026年 3 月末)
	【取締役候補者とした理由】 同氏は子会社である株式会社SEデザインの代表取締役社長を長年務めている他、その他の子会社役員を歴任していることから、事業会社経営などにおける豊富な経験とグループ経営における高い見識を有しており、引き続き取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は、2026年10月に同内容で更新される予定です。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当		候補者の有する 当社の株式数
1	さ た しゅんいち 佐 多 俊 一 (1969年 8 月 2 日生)	1999年 6 月	当社取締役管理部長	27,140株 (2026年 3 月末)
		2000年 4 月	当社取締役ソフトウェアソリューション局長	
		2002年 9 月	当社退社	
		2006年 6 月	当社取締役	
		2018年 6 月	当社取締役(監査等委員)(現任)	
			(重要な兼職の状況) 株式会社コンポーネントソース代表取締役社長	
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 同氏は当社の取締役を長年務め、現在は米系IT企業日本法人社長を兼職し、経営者としての豊富な経験と当社グループ事業に対する高い見識を有しており、中立的及び客観的立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き監査等委員である取締役候補者といいたしました。				
2	い いづか たかのり 飯 塚 孝 徳 (1966年 6 月 1 日生)	1996年 3 月	原田・尾崎・服部法律事務所(現尾崎法律事務所)入所	60,840株 (2026年 3 月末)
		1998年 6 月	当社監査役	
		2009年 4 月	飯塚総合法律事務所入所(現任)	
		2018年 6 月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)	
			(重要な兼職の状況) 株式会社星医療酸器社外取締役	
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、専門的な知見と豊富な経験を有しており、法律の専門家として中立的及び客観的な立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。				

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当		候補者の有する 当社の株式数
3	ひろおか みのる 廣 岡 稜 (1971年7月8日生)	1997年10月	中央監査法人(中央青山監査法人、みすず監査法人に名称変更の後、2007年7月解散)入所	35,240株 (2026年3月末)
		2001年 5 月 2007年 8 月 2009年 1 月 2015年 1 月 2018年 6 月	公認会計士登録 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 廣岡公認会計士事務所を開業し代表に就任(現任) 株式会社廣岡事務所を開業し代表取締役に就任(現任) 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	
		(重要な兼職の状況) 廣岡公認会計士事務所代表 株式会社廣岡事務所代表取締役 株式会社アグリメディア非常勤監査役 株式会社アイ・オー・エス非常勤監査役 株式会社デイドリーム非常勤監査役 株式会社フードコネクション非常勤監査役 株式会社Veritas In Silico非常勤監査役		
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 同氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験と専門的知識を有しており、主に財務及び会計並びに税務に関する的確な提言と、独立した立場から取締役の職務の執行を監査・監督していただくことにより、当社取締役会の機能強化が期待されるため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といいました。				

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 飯塚孝徳氏及び廣岡稜氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、飯塚孝徳氏及び廣岡稜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 飯塚孝徳氏及び廣岡稜氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
5. 当社は、当社取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。すべての取締役候補者は、取締役に選任された場合、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者となります。なお、当該契約は、2026年10月に同内容で更新される予定です。

(ご参考) 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

		企業経営	業界経験	ESG	投資	財務・ 会計	法務・ リスク 管理
代表取締役社長	速水 浩二	●	●	●	●	●	●
取締役副社長	佐々木 幹夫	●	●	●			
取締役副社長	篠崎 晃一	●	●	●			
取締役（監査等委員）	佐多 俊一	●	●	●			
社外取締役（監査等委員）	飯塚 孝徳			●			●
社外取締役（監査等委員）	廣岡 穰	●		●	●	●	

以 上

事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

①事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げの広がりや雇用環境の改善が個人消費を支えた一方で、米国による関税政策や中東情勢緊迫化による原油や資源の供給懸念などにより非常に不安定な一年となり、現在も依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループにおきましては、①事業会社各社の再建、②新規収益基盤の創出、③事業会社経営人材の拡充と育成、及び④収益基盤の質の多様性による長期成長基盤の充実、以上の4点を期初に重点課題として掲げてこれらの課題に積極的に取り組んでまいりました。このような取り組みの結果として当連結会計年度の連結業績につきましては、連結売上高7,026百万円(前期比3.0%減)、連結営業利益955百万円(前期比16.8%増)、連結経常利益803百万円(前期比0.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益633百万円(前期比19.2%増)となりました。

セグメント別の経営成績は以下のとおりであります。

出版事業におきましては、イベント売上が堅調に推移しオンライン広告収入も回復傾向となったことと、事業再建の一環として紙書籍事業のスリム化や在庫削減などを行ったことなどにより、売上高4,026百万円(前期比8.0%減)、セグメント利益(営業利益)524百万円(前期比29.1%減)となりました。

コーポレートサービス事業におきましては、事業の大幅な再構築に取り組みスリム化を図ったことやその整理コストが嵩んだことなどから、売上高670百万円(前期比20.2%減)、セグメント損失(営業損失)4百万円(前期比22百万円改善)となりました。

ソフトウェア・ネットワーク事業におきましては、ソリューション事業、受託開発事業が比較的堅調に推移したに加えコスト削減効果などにより、売上高787百万円(前期比3.4%増)、セグメント利益(営業利益)45百万円(前期はセグメント損失10百万円)と増収増益になりました。

教育・人材事業におきましては、IT人材研修事業売上が比較的堅調に推移し、医療関連人材紹介事業売上も復調傾向となったものの、人材・採用コストなどの増加により、売上高912百万円(前期比0.0%増)、セグメント利益(営業利益)157百万円(前期比18.9%減)となりました。

投資運用事業におきましては、安定的な投資運用量増加に伴う配当金収入増加に加え、マーケット状況を勘案して一部保有株式の売却益を計上したことから、売上高629百万円(前期比79.7%増)、セグメント利益(営業利益)522百万円(前期比107.8%増)と増収増益になりました。

②セグメント別売上高

(単位：百万円、%)

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度		前期比増減(△)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減(△)率
出版事業	4,376	60.5	4,026	57.3	△350	△8.0
コーポレートサービス事業	840	11.6	670	9.5	△170	△20.2
ソフトウェア・ネットワーク事業	762	10.5	787	11.2	25	3.4
教育・人材事業	912	12.6	912	13.0	0	0.0
投資運用事業	350	4.8	629	9.0	279	79.7
合 計	7,242	100.0	7,026	100.0	△215	△3.0

(注) 上記①及び②の金額には消費税等は含まれておりません。

③対処すべき課題

中長期にわたる一層の成長のために、事業会社各社の再建、新規収益基盤の創出、事業会社経営人材の拡充と育成、収益基盤の質の多様化による長期成長基盤の充実、及び経済環境、経営環境への適応と将来への準備を重点課題として取り組む所存であります。

また、法令遵守や信頼性のある報告に関しても引続き真摯に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2025年4月25日に第25回無担保社債100百万円、期間5年(定時償還)を発行いたしました。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 38 期 (2022年度)	第 39 期 (2023年度)	第 40 期 (2024年度)	(当連結会計年度) 第 41 期 (2025年度)
売 上 高 (百 万 円)	7,335	7,318	7,242	7,026
経 常 利 益 (百 万 円)	1,390	1,143	810	803
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	965	729	531	633
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	46	38	30	39
純 資 産 (百 万 円)	6,984	8,525	9,045	11,233
総 資 産 (百 万 円)	11,893	14,468	15,545	18,690

(5) 主要な事業内容(2026年3月31日現在)

事業部門	事業内容
出版事業	IT・ビジネス・デザイン・カルチャー関連等一般書籍・海外翻訳書籍・電子書籍の発行・販売、書籍等直販サイト運営、Webマガジン運営・Web広告媒体提供等Webメディア事業、IT技術者向けイベント事業
コーポレートサービス事業	コンテンツマーケティング支援事業（マーケティングコンサルティング、Webコンテンツ制作及びオウンドメディア構築、マーケティングオートメーションの導入及び運用、ブランドローカライズ等）
ソフトウェア・ネットワーク事業	Webサービス企画・開発・運営、ソーシャルゲーム・スマートフォンアプリ開発
教育・人材事業	IT人材教育・研修、医療業界関連転職支援・求人サイト運営
投資運用事業	有価証券投資

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 翔 泳 社	50百万円	100.0%	出 版 事 業
SE モ バ イ ル ・ ア ン ド ・ オ ン ラ イ ン 株 式 会 社	10百万円	100.0%	ソフトウェア・ネットワーク事業
株 式 会 社 SE デ ザ イ ン	30百万円	100.0%	コーポレートサービス事業
株 式 会 社 SE プ ラ ス	17百万円	100.0%	教 育 ・ 人 材 事 業
SEインベストメント株式会社	247百万円	100.0%	投 資 運 用 事 業

当社の子会社は上記5社であります。

③重要な関連会社の状況

該当事項はありません。

④事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業所(2026年3月31日現在)

当社及び上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社翔泳社、S E モバイル・アンド・オンライン株式会社、株式会社S E デザイン、及びS E インベストメント株式会社の本社所在地は、東京都新宿区であります。

上記「重要な子会社の状況」で記載しました子会社の内、株式会社S E プラスの本社所在地は東京都千代田区であります。

(8) 従業員の状況(2026年 3月31日現在)

会 社 名	従 業 員 数
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社	6名
株式会社翔泳社	160名
SEモバイル・アンド・オンライン株式会社	34名
株式会社SEデザイン	19名
株式会社SEプラス	51名
SEインベストメント株式会社	0名
合 計	270名

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、取締役及び臨時従業員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先(2026年 3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
Bank of Singapore Limited	1,202 ^{百万円}
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	481
株 式 会 社 り そ な 銀 行	381
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	355
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	350
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	274

(注) 2026年 3月31日現在の借入残高が、1 億円超の金融機関を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 74,000,000株

(2) 発行済株式の総数 15,289,217株

(自己株式995,009株を除く。)

(3) 株 主 数 4,027名

(4) 大株主及びその持株数

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
速 水 浩 二	株 2,791,133	% 18.25
INTERACTIVE BROKERS LLC	2,264,400	14.81
篠 崎 晃 一	937,207	6.12
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	828,200	5.41
CACEIS BK ES IICS CLIENTS	774,700	5.06
佐 々 木 幹 夫	772,007	5.04
株 式 会 社 S B I 証 券	720,507	4.71
光通信KK投資事業有限責任組合 無限責任組合員光通信株式会社	683,700	4.47
野 村 證 券 株 式 会 社	260,580	1.70
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	169,170	1.10

(注) 当社は、自己株式995,009株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

当社は、当社の取締役(監査等委員である取締役を含みます。)を対象として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、事後交付型株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	株 62,400	名 2
社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)	—	—
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	—	—

(6) その他株式に関する重要な事項

①自己株式の取得

当社は、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため、2025年5月8日、2025年7月24日、2025年10月24日、2025年12月1日及び2026年1月27日開催の各取締役会決議に基づき、自己株式の取得を行い、この取得により自己株式は99百万円(337,100株)、99百万円(267,900株)、95百万円(235,800株)、36百万円(87,700株)及び137百万円(291,100株) 各々増加いたしました。

②自己株式の消却

当社は、2025年5月8日及び2026年1月27日開催の取締役会決議に基づき、自己株式の消却を行い、この消却により自己株式は279百万円(1,000,000株) 及び268百万円(800,000株) 各々減少いたしました。

③自己株式の処分

当社は、2025年6月23日開催の取締役会決議に基づき、事後交付型株式報酬として自己株式の処分を行い、この処分により自己株式は17百万円(62,400株)減少いたしました。

④取締役に対する事後交付型株式報酬制度

当社は、2022年6月17日開催の第37回定時株主総会における決議により、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、従前の譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、新たに下記内容による事後交付型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

記

(i)本制度の概要

本制度は、取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役を対象として、各取締役の役割の大きさ等に応じて事前に基準額(以下「付与基準額」といいます。)を設定し、原則として、法令及び当社定款の定める任期を満了するまで継続して取締役の地位を有すること(以下「継続勤務条件」といいます。)を条件として、当該基準額に相当する当社普通株式を交付する株式報酬制度です。当社は、各取締役(取締役であった者を含みます。)に交付する当社普通株式の数に応じて、現物出資に供するための金銭報酬債権を各取締役に支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法により給付することにより、当社普通株式の割当てを受けます。

(ii)本制度における報酬額等

(a) 取締役に交付される株式の数の算定方法及びその上限数

当社は、取締役に選任又は再任された者に対し、選任又は再任後原則として1ヶ月以内に、その者の役割の大きさ等を勘案した付与基準額を設定します。そして、その取締役が継続勤務条件を充足することを条件として、選任後1年以内(監査等委員である取締役については2年以内)に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後原則として1ヶ月以内に、付与基準額を当社普通株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下「基準株価」といいます。)で除して得た数(100株未満の端数は切り捨て。以下「交付株式数」といいます。)の当社普通株式を交付します。

本制度に基づき取締役(監査等委員であるものを除く。)及び監査等委員である取締役が交付を受ける当社普通株式の総数は、取締役(監査等委員であるものを除く。)につき年500,000株以内、監査等委員である取締役につき年80,000株以内とします。

なお、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含みます。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる当社普通株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社普通株式の総数を合理的に調整することができます。

(b) 当社が付与する金銭報酬債権の上限額

本制度に基づき当社普通株式の交付を受けるために各取締役にに対し支給される金銭報酬債権の額は基準株価に交付株式数を乗じて得た額であり、その総額は、取締役(監査等委員であるものを除く。)につき年額100百万円以内、監査等委員である取締役につき年額15百万円以内とします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役(監査等委員であるものを除く。)については取締役会において、監査等委員である取締役については監査等委員である取締役の協議によって決定することといたします。

(iii)その他

(a) 株式の譲渡制限

本制度に基づき取締役に交付される当社普通株式について、譲渡の制限はありません。

(b) 任期満了前の退任

継続勤務条件を充足しない取締役については、本制度に基づく当社普通株式の交付は行いません。ただし、当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合には、交付する株式数を必要に応じて合理的に調整した上で交付するものとします。

(c) 組織再編時の取扱い

本制度に基づく当社普通株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項の組織再編等の効力発生日が到来するときは、当社普通株式の交付は行いません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項(2026年3月31日現在)

特に記載すべき事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	速 水 浩 二	SEインベストメント株式会社代表取締役社長
取締役副社長	佐々木 幹 夫	—
取締役副社長	篠 崎 晃 一	株式会社SEデザイン代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	佐 多 俊 一	株式会社コンポーネントソース代表取締役社長
社外取締役 (監査等委員)	飯 塚 孝 徳	弁護士、株式会社星医療酸器社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	廣 岡 穰	廣岡公認会計士事務所代表、株式会社廣岡事務所代表取締役、株式会社アグリメディア非常勤監査役、株式会社アイ・オー・エス非常勤監査役、株式会社デイドリーム非常勤監査役、株式会社フードコネクション非常勤監査役、株式会社Veritas In Silico非常勤監査役

- (注) 1. 当社は、監査等委員会の職務を補助する部署として、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課が、重要会議への出席等を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 社外取締役(監査等委員)飯塚孝徳氏及び廣岡穰氏は、東京証券取引所における有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役(監査等委員)廣岡穰氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)並びに連結子会社の取締役及び監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しております。
- 当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為(不作為を含みます。)に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。
- ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、補填されない等の免責事由があります。

(2) 取締役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

基本報酬(固定報酬)の額については、個々の役割や担当業務、業績貢献度及び当社グループ業績水準等に応じた報酬水準とします。役員退職慰労金の額については、取締役会決議で制定した役員退職慰労金規程の定めに従い、報酬月額(株式報酬は含まない。)に役位通算在任期間に基づく係数及び職位係数を乗じた額の累計額(ただし、通算在任期間が30年を超える監査等委員ではない常勤取締役については、報酬月額減額時の退職慰労金金額減少を防止するため、役位に応じた下限額を設定)とし、これに特別功労金を加算又は特別減額を減算することが出来るものとします。

賞与(業績連動報酬)の額については、当該年度の利益計画の達成状況を基礎とし、中長期的視野に立った施策・戦略の実施・着手状況やコンプライアンス遵守状況といった定性的評価を考慮に加えた上で、決定するものとします。

事後交付型株式報酬(非金銭報酬)については、個々の役割や担当業務、業績貢献度及び当社グループ業績水準等に応じた報酬水準とします。

これら報酬の構成割合の決定にあたっては、業績との連動を強化し、単年度の業績のみならず、中長期的な企業価値に連動する報酬を採用することや、現金報酬の他、株主価値との連動性をより強化した株式報酬を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成とすることを方針とします。

これら報酬の付与の時期は以下のとおりとします。基本報酬(固定報酬)は、毎月一定の時期に支給します。役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に従い、原則、定時株主総会終了後2ヶ月以内に支給します。賞与(業績連動報酬)は、原則、3月又は7月を支給時期とします。事後交付型株式報酬は、選任又は再任された定時株主総会日から原則1ヶ月以内に取締役会決議で報酬債権額を決定し、選任後1年以内(監査等委員である取締役については2年以内)に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後原則1ヶ月以内に当該株式を交付します。

上記決定方針は2020年12月22日開催の取締役会の決議により決定し、2022年6月17日及び2026年1月27日開催の取締役会の決議により一部改定しております。当社では、取締役会に取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別の報酬等の内容を開示したうえで審議、決議しており、当社取締役会は当該内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年6月17日開催の第37回定時株主総会において、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額を年額200百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)、また、監査等委員である取締役の報酬額を年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

また、当該金銭報酬額とは別枠で、2022年6月17日開催の第37回定時株主総会において、事後交付型株式報酬の額を取締役(監査等委員であるものを除く。)年額100百万円以内、また、監査等委員である取締役年額15百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く。)の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	101	70	13	1	15	3
監査等委員 (社外取締役を除く。)	3	2	0	0	0	1
社外取締役(監査等委員)	5	3	1	0	0	2

(注) 1. 当事業年度末現在の人員は、取締役(監査等委員を除く。)3名、取締役(監査等委員)3名(うち、社外取締役2名)であります。

2. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。業績連動報酬等の額(又は数)の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、当該年度の利益計画(主に売上高及び営業利益)の達成状況であり、また、当該業績指標を選定した理由は、インセンティブ付与指標として最適と判断したことによります。業績連動報酬等の額の算定方法は、当該年度の利益計画の達成状況を基礎とし、中長期的視野に立った施策・戦略の実施・着手状況やコンプライアンス遵守状況といった定性的評価を考慮に加えたうえで、決定するものとしております。当事業年度は、連結売上高及び経常利益は当初計画及び前事業年度実績を下回る結果となりましたが、営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は当初計画及び前事業年度を上回る結果となりました。

3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額を記載しております。

4. 非金銭報酬等として取締役に対して株式報酬を交付しております。金額欄には、事後交付型株式報酬制度に基づき付与された事後交付型株式報酬に係り当事業年度中に費用計上した額を記載しております。当該事後交付型株式報酬制度の内容については、2. 会社の株式に関する事項(6)その他株式に関する重要な事項④に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言内容
社外取締役 (監査等委員)	飯 塚 孝 徳	当事業年度開催の取締役会には、25回中25回出席し、主に弁護士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、5回中5回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	廣 岡 穰	当事業年度開催の取締役会には、25回中25回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて社外の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べております。また、当事業年度開催の監査等委員会には、5回中5回出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 35百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
35百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬の前提となっている監査計画の方針・内容、見積りの算出根拠等を確認し、当該内容について社内関係部署から必要な報告を受け、検証した結果、当社の会計監査を実施するうえでいずれも妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

(i) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社文書管理規程及びそれに関連する細則・マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行います。

(ii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、経営企画部に内部監査機能を設け、内部監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署等に報告し改善策を講じる体制を構築します。

②当社は、社内のネットワークコンピュータ上を流通する情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム、いわゆる「情報資産」の重要性を強く認識し、「情報セキュリティポリシー」等必要な規程を制定し、情報セキュリティ委員会が中心となって情報セキュリティマネジメントを遂行します。

③当社は、当社が取り扱う個人情報保護の重要性を認識し、個人情報適正管理のため「個人情報保護マニュアル」等必要な規程を制定し、代表取締役社長を統括責任者とする個人情報管理体制を構築します。

④当社は、有事の際の事業継続計画を策定し、従業員に対して教育・訓練を実施します。

⑤当社は、経営企画部をリスク管理所管部として、当社及びグループ全体のリスクの抽出、分析及び評価、当社及びグループ各社が実施するリスク防止策の把握、並びに当社及びグループ全体の経営リスクのモニタリングを行います。

(iii) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、取締役会やグループ会社連絡会等の会議において業務報告を通じて月次でチェックを行います。

②業務執行のマネジメントについては、関係法令または取締役会規程上の付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。

③日常の職務遂行に際しては、職務分掌・権限規程、稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

(iv) 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置します。又、従業員の行動基準としてコンプライアンス規程、内部通報制度規程及び関連細則を作成します。

②従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告義務の受け皿として、業務執行上の通常の報告ルートとは別の内部通報制度を設置します。当社は、当該内部通報者が不利益を被らないように保護規定を設けます。

③万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、その内容・対策案がコンプライアンス委員会から代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築します。

④社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

⑤当社及びその子会社は金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクを管理し、予防及びモニタリングを効果的に機能させることで、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

⑥当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令及び定款に適合することを監視します。

(v) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、当社グループが一体となって事業の発展を図ることを目的として、関係会社管理規程を制定します。

②当社は、当社子会社各社にコンプライアンス担当者を置き、当社コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。又、内部通報制度対象者の範囲を、子会社各社に拡大します。

③当社は、当社と関係会社間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、当社会計監査人や顧問税理士等と十分な情報交換を行います。

(vi) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき部署は、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課とします。

②補助内容については、監査等委員会の意見を十分考慮した上で決定します。

(vii) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項

①監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事及び報酬等の決定にあたっては、監査等委員会との事前協議を要することとします。

②監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令に服さないものとします。

(viii) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

①当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び従業員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、監査等委員会に報告するものとします。

②当社子会社の取締役、監査役、従業員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、当社コンプライアンス委員を通じて監査等委員会に報告するものとします。

③前二項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。

④当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。

⑤取締役(監査等委員であるものを除く。)は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができるものとします。

(ix) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は会計監査人との間で定期的に会合を持ち、主に会計監査結果についての報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

②監査等委員会は当社内部監査部門との間で定期的に会合を持ち、主に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等についての現状報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

③当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理します。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社グループは、上記(iv)④に記載しました通り、反社会的勢力排除に向けた基本方針を掲げております。反社会的勢力排除に向けた整備状況は、下記のとおりです。

- a. 当社グループのコンプライアンスマニュアルの行動基準に「反社会的勢力との関係断絶」という項目を設けており、従業員向けコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底を図っております。
- b. 当社グループでは、法令違反、不正行為などの早期発見を図り、コンプライアンス経営の強化に資するための内部通報制度をグループ全体に導入しておりますが、この制度も反社会的勢力との関係排除のための役割を担っております。
- c. 反社会的勢力からの不当要求等への対応については、外部の専門機関(リスク管理コンサルタント、弁護士、警察署等)との連携により実施する体制を整えており、今後もその充実に努めてまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2018年6月22日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当事業年度における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)3名及び取締役(監査等委員)3名で構成し、定例取締役会を12回、臨時取締役会を13回各々開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。

子会社については、関係会社管理規程に基づいてその重要な事項を当社取締役会で審議すると共に、当社及びグループ各社を構成メンバーとするグループ会社連絡会及びグループ会社管理セクション連絡会を月次で定期開催し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

当社及びグループ各社の内部統制システム全般については、その整備・運用状況を当社経営企画部はじめ担当部署がモニタリングし、その維持・改善・更新等を行いました。

コンプライアンスについては、就業規則一部改定、従業員を対象とした個人情報保護研修会のグループ各社単位での開催など、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により内部通報窓口を設けており、グループ各社も対象とすることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

リスク管理体制については、各部及びグループ各社から報告されたリスクのレビューをとりまとめ取締役会において当該リスクの管理状況を報告いたしました。また、情報システムの安定稼働を確保するため、情報セキュリティポリシーに則り当社及びグループ各社を構成メンバーとする情報セキュリティ委員会を4回開催し、システムセキュリティ対策等を審議いたしました。

内部監査については、担当部署である当社経営企画部が、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、グループ会社を含む被監査会社・部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役、被監査会社社長及び取締役会に報告いたしました。

各監査等委員は、取締役会に出席すると共に、執行役員その他使用人との対話を通じてコンプライアンスに抵触する可能性のある事案等のモニタリングを行い、5回開催された監査等委員会に出席して会計監査人及び内部監査部署と相互連携を図り、取締役会の意思決定の過程並びに取締役及び使用人の職務の執行状況について監査・監督いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

(i) 基本方針の内容の概要

当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、目先の利益を求め株主共通の長期利益を損なう可能性のあるもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が必要かつ相当な対抗措置を講じることを基本方針とします。

(ii) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、1985年の創業以来、主にIT市場を中心として多様な事業を展開し、市場の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。当社は長期にわたる成長と株式価値(資産価値と利益価値)の向上が株主共通の利益であり、基本的な目的であると考えており、そのために常に最適な事業構成と会社資本の配分を実現するため、2006年10月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じた経済成長への貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、長期的視野に立って企業価値、財産価値・株主共同の利益の確保・向上を目的として経営に取り組んでおります。

(iii) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)の概要

当社は、2024年6月21日開催の当社定時株主総会における決議により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として2007年6月22日に導入し、2009年6月19日、2012年6月22日、2018年6月22日、2021年6月18日、及び2023年6月23日に所要の変更を行った「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続しております(以下、継続後及び所要の変更後の対応策を「本プラン」といいます。)

本プランにおいては、当社の株券を20%以上取得しようとする買付者が出現した場合、当該買付者に対して、買付に関する情報(以下、「買付説明書」という。)の提供を求めており、当社取締役会による当該買付説明書の評価期間(60日間又は90日間)が経過するまで(評価の結果、対抗措置(注)の発動を株主の皆様にご判断頂く必要があると判断しその旨公表した場合は、評価期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会(以下、「株主意思確認総会」という。))が終了するまで)、当該買付者は買付はできないことと定めております。当社取締役会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守した場合には、原則として対抗措置を発動しませんが、例外的に対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしております。一方、当該手続を遵守しなかった場合には、当社監査等委員3名のうち社外取締役1名以上を含む過半数の監査等委員の賛同を条件に、対抗措置を発動することとしております。

(注) 当該買付者による権利行使を認めない行使条件及び当該買付者以外から当社株式と引換えに取得する旨の取得条件が付された新株予約権を、全ての株主に無償割当します。

(iv) 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分

性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

③株主意思を重視するものであること

当社は、2024年6月21日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に継続導入しております。また、実際に本プランに定める手続を遵守した買付者等が登場した際に、買付者等に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしております。また、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は1年であり、監査等委員である取締役の任期は2年ありますが、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、長期的な視野に立ち、企業体質の強化を図りながら安定的配当を実施していくことを基本方針としております。当社の剰余金の配当は、期末配当の1回を基本的な方針としております。当社は会社法第459条の規定に基づき、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、現在の各事業内における基盤拡大のための安定的且つ効率的な投資のために役立てる所存であります。

自己株式の取得・処分につきましては、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするために行うものであります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針、足許の業績推移、今後の事業展開及び内部留保の状況等を総合的に勘案し、1株につき4円00銭とさせていただきます。

(本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については、特段の注記がある場合を除いて四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	17,229	流 動 負 債	3,886
現 金 及 び 預 金	2,986	買 掛 金	334
受取手形、売掛金及び契約資産	1,579	1 年 内 償 還 予 定 社 債	20
営 業 投 資 有 価 証 券	11,718	短 期 借 入 金	2,420
商 品 及 び 製 品	529	未 払 法 人 税 等	159
仕 掛 品	183	賞 与 引 当 金	65
そ の 他	233	役 員 賞 与 引 当 金	10
貸 倒 引 当 金	△0	そ の 他	876
固 定 資 産	1,460	固 定 負 債	3,571
有 形 固 定 資 産	1,108	社 債	370
建 物 及 び 構 築 物	304	長 期 借 入 金	800
土 地	775	繰 延 税 金 負 債	1,815
そ の 他	28	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	138
無 形 固 定 資 産	29	退 職 給 付 に 係 る 負 債	437
そ の 他	29	再評価に係る繰延税金負債	7
投 資 そ の 他 の 資 産	323	そ の 他	1
投 資 有 価 証 券	121	負 債 合 計	7,457
敷 金 ・ 保 証 金	30	(純 資 産 の 部)	
繰 延 税 金 資 産	74	株 主 資 本	6,780
そ の 他	101	資 本 金	1,534
貸 倒 引 当 金	△4	資 本 剰 余 金	45
		利 益 剰 余 金	5,556
		自 己 株 式	△355
		その他の包括利益累計額	4,452
		その他有価証券評価差額金	4,436
		土 地 再 評 価 差 額 金	16
		純 資 産 合 計	11,233
資 産 合 計	18,690	負債及び純資産合計	18,690

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記において、顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高をそれぞれ注記しております。

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(单位：百万円)

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 連結損益計算書に関する注記において、顧客との契約から生じる収益の額を注記しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,534	472	5,098	△451	6,654
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△57		△57
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			633		633
自 己 株 式 の 取 得				△469	△469
自 己 株 式 の 処 分		1		17	18
自 己 株 式 の 消 却		△428	△118	547	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△427	457	95	125
当 期 末 残 高	1,534	45	5,556	△355	6,780

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価差額金	
当 期 首 残 高	2,373	16	9,045
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△57
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			633
自 己 株 式 の 取 得			△469
自 己 株 式 の 処 分			18
自 己 株 式 の 消 却			—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	2,062		2,062
当 期 変 動 額 合 計	2,062	—	2,188
当 期 末 残 高	4,436	16	11,233

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5 社

連結子会社の名称

(株)翔泳社、(株)S E デザイン、S E モバイル・アンド・オンライン(株)、(株)S E プラス、S E インベストメント(株)

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品：先入先出法

仕掛品：個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した(リース資産を除く)建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産…ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5(リース資産を除く)年)による定額法によっております。

但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、見込収益獲得期間に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社の役員の退職慰労金給付に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①出版事業

出版事業においては、主に書籍などの出版物や映像・音声・活字による情報媒体(コンテンツ及びデジタルコンテンツ)の企画・受託・制作・刊行・販売、Webメディアの運営並びにIT技術者向けイベント・セミナーの運営を行っております。

取次経由で書店に配本した出版物(書籍など)については、配本後、約定期間(委託期間)内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。これらの出版物については納品時に商品の支配が顧客に移転すると判断しておりますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、返品されると見込まれる出版物

の対価を除き、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、取次に出荷した時点で収益を認識しております。

委託販売制度対象外の出版物については上記事由により顧客に出荷した時点又は納品した時点で、電子書籍については顧客がDLした時点で、Webメディア事業で制作したコンテンツは自社媒体に掲載した時点で、イベント・セミナーは開催した時点で、各々収益を認識しております。

②コーポレートサービス事業

コーポレートサービス事業においては、主に国内外顧客から受託したマーケティング・販促に係る映像・音声・活字による情報媒体(コンテンツ及びデジタルコンテンツ)の企画・制作・販売をおこなっております。これらのコンテンツ及びデジタルコンテンツについては、顧客が検収完了した時点で収益を認識しております。

③ソフトウェア・ネットワーク事業

ソフトウェア・ネットワーク事業においては、主にスマホアプリ、オンラインゲームなどのソフトウェアの企画・受託制作・開発・運営・販売や、Webサービスの企画・開発・運営をおこなっております。

受託制作したソフトウェアのうち制作期間が短期間の案件については顧客が検収完了した時点で、自社運営のスマホアプリ、オンラインゲームやWebサービスについては役務を提供した時点で、各々収益を認識しております。

また、受託制作したソフトウェアのうち制作期間が短期間以外の案件については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

④教育・人材事業

教育・人材事業においては、主にIT技術者向けの研修サービス提供及び医療関連業界向けの転職支援サービス提供をおこなっております。研修サービスについては、研修開始日又は研修開催日時点で、転職支援サービスについては、紹介者の入社日時点で、各々収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を実施しております。

再評価実施日……………2002年3月31日

再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算定しております。

③控除対象外消費税等の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

④グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当はありません。

(表示方法の変更)

該当はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性について

①科目名及び当連結会計年度計上金額

科目名	金額(百万円)
繰延税金資産(純額)	74

(注)繰延税金負債と相殺前の金額は312百万円であります。

②見積りの内容及びその他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰越期間における課税所得を見積っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高	
受取手形	6百万円
売掛金	1,573百万円
契約資産	一百万円
2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	29百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	687百万円
4. 担保に供している資産	
現金及び預金	43百万円
建物	263百万円
土地	775百万円
営業投資有価証券	6,335百万円
投資有価証券	1百万円
計	7,418百万円
担保に係る債務の金額	
1年以内返済予定長期借入金	64百万円
短期借入金	1,402百万円
長期借入金	117百万円
1年内償還予定社債	20百万円
社債	370百万円
計	1,974百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 6,397百万円
2. 棚卸資産評価損
通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価 60百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 16,284,226株

2. 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年5月27日 取締役会	普通株式	57百万円	3円50銭	2025年3月31日	2025年6月4日

②当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2026年5月26日 取締役会	普通株式	利益剰余金	61百万円	4円00銭	2026年3月31日	2026年6月3日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

— 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一次的な余資は安全性または流動性の高い金融商品で運用し、また、資金調達については資金需要に応じて銀行借入または社債の発行による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクなどを回避するための利用、その他有価証券(為替リンク債等)における組込デリバティブ取引など投資運用収益獲得のための利用、又は保有する株式など有価証券の市場価格変動リスクをヘッジするための利用に限定し、投機目的での取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産並びに長期貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、及び与信限度額の定期的な見直しなどを実施しております。

営業投資有価証券及び投資有価証券については、主に投資運用収益獲得や保有価値向上目的の投資信託、債券、株式などであり、市場価格の変動リスクや為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して、その内容を担当役員に報告する体制となっております。また、営業投資有価証券のうち株式について市場価格の変動リスクを一定程度緩和するため、デリバティブ取引(株価指数オプション)を利用しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されており、外貨建の借入金は、為替変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金及び社債は、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社において週次で資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)をご参照ください。)。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)営業投資有価証券	11,718	11,718	—
(2)投資有価証券	21	21	—
資産計	11,739	11,739	—
(1)社債	390	375	△14
(2)長期借入金	1,168	1,139	△28
負債計	1,558	1,514	△43
デリバティブ取引(*1)	0	0	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 営業投資有価証券及び投資有価証券に関する事項

①種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1)株式	11,107	4,806	6,300
	(2)債券	288	211	77
	(3)その他	129	72	56
	小計	11,525	5,090	6,434
	投資有価証券に属するもの			
	(1)株式	21	5	16
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	21	5	16
	合計	11,547	5,096	6,450
	営業投資有価証券に属するもの			
	(1)株式	189	208	△18
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	3	4	△1
	小計	192	212	△20
	投資有価証券に属するもの			
	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
	合計	192	212	△20
	総計	11,739	5,309	6,430

②当連結会計年度中の売却額等は、次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
営業投資有価証券に属するもの			
(1)株式	341	233	△0
(2)債券	—	—	—
(3)その他	14	7	—
小計	355	240	△0
	売却額(百万円)	売却益の合計(百万円)	売却損の合計(百万円)
投資有価証券に属するもの			
(1)株式	2	2	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	2	2	—
合計	358	243	△0

③当連結会計年度において、営業投資有価証券(株式)について2百万円減損処理を行っております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	100

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,986	—	—	—
受取手形、売掛金及び契約資産	1,579	—	—	—
営業投資有価証券	10	66	—	15
合計	4,576	66	—	15

(注4) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	2,052	—	—	—	—	—
社債	20	20	320	20	10	—
長期借入金	367	367	262	164	4	—
合計	2,440	387	582	184	14	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2026年3月31日)

	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	11,718	—	—	11,718
投資有価証券	21	—	—	21
デリバティブ取引	0	—	—	0
資産計	11,740	—	—	11,740

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2026年3月31日)

	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	375	—	375
長期借入金	—	1,139	—	1,139
負債計	—	1,514	—	1,514

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1)営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は取引所の価格、債券及び投資信託は取引金融機関から提示された価格を用いて評価しております。上場株式、上場投資信託、債券及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2)デリバティブ取引

上場株価指数オプションは、活発な市場取引所の価格を用いて評価しており、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(3)社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	連結計算書類計上額
	出版	コーポレートサービス	ソフトウェア・ネットワーク	教育・人材	投資運用	計		
売上高								
顧客との契約から生じる収益	4,026	670	787	912	—	6,397	—	6,397
その他の収益	—	—	—	—	629	629	—	629
外部顧客に対する売上高	4,026	670	787	912	629	7,026	—	7,026
セグメント間の内部売上高又は振替高	39	0	1	—	—	41	△41	—
計	4,066	670	789	912	629	7,068	△41	7,026

2. 収益を理解するための基礎となる情報

出版事業におけるAmazonや取次との出版物(書籍等)や電子書籍販売契約については、販売数量や販売金額を条件としたリベートを付して販売していることから変動対価が含まれており、販売価格は契約においてこれら取引先と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定しております。当該リベートの見積額は、対象取引における各四半期末時点の販売数量・販売金額等、発生し得ると考えられる最も可能性の高い金額を確認して算定しております。

出版事業における出版物、電子書籍、ソフトウェア商品等の自社運営オンライン販売については、顧客がこれら製商品を購入する際に購入額に応じて自社発行ポイントを付与しており、顧客はポイント使用によりこれら製商品を購入することが出来ます。これら製商品販売時に顧客から受け取る対価を製商品販売取引とポイント付与取引に配分し、前者の金額を売上高として収益認識し、後者の金額を契約負債として認識しております。当該契約負債金額は、直前四半期末のポイント残高実績にポイント消費率実績を乗じて算定しております。

出版事業における取次経由で書店に配本した出版物(書籍など)については、配本後、約定期間(委託期間)内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。これらの出版物については、返品されると見込まれる出版物の対価を除き、取次に出荷した時点で収益を認識しております。返品見込額は返金負債として売上から控除し、返品時に回収する権利として認識した部分は返品資産として売上原価から控除しております。返金負債の見積額は、過去の返品率実績から合理的に見積もった返品期間中における新刊本の返品見込金額から算定しております。また、返品資産の見積額は、返金負債に原価率を乗じて算定しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,737百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,579百万円
契約資産(期首残高)	12百万円
契約資産(期末残高)	一百万円
契約負債(期首残高)	34百万円
契約負債(期末残高)	29百万円

契約資産は、ソフトウェア・ネットワーク事業の法人顧客とのソフトウェア受託開発契約について、期末日時点で開発中で未請求のソフトウェア納品義務に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、付与ポイントを使用して製商品を購入する時に収益を認識する出版事業における自社運営オンライン販売顧客との製商品販売契約について、販売時のポイント付与取引に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、19百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1 株当たり純資産額	734円71銭
(2) 1 株当たり当期純利益	39円90銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

- (1) 取得を行う理由：経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため
- (2) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (3) 取得する株式の総数：400,000株(上限)
- (4) 株式の取得価額の総額：160百万円(上限)
- (5) 自己株式取得の日程：2026年5月11日～2026年6月19日
- (6) 取得方法：東京証券取引所における市場買付

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 屋 誠三郎
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 上 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書

2026年5月26日

S Eホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速水 浩二 殿

S Eホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社 監査等委員会
監査等委員会 佐多 俊一 印
委員長
監査等委員 飯塚 孝徳 印
監査等委員 廣岡 穰 印

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査等委員飯塚孝徳及び廣岡穰は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,509	流 動 負 債	884
現 金 及 び 預 金	1,609	短 期 借 入 金	697
短 期 貸 付 金	2,809	1 年 内 償 還 予 定 社 債	20
未 収 入 金	59	未 払 金	69
そ の 他	32	未 払 法 人 税 等	47
固 定 資 産	2,240	未 払 費 用 金	18
有 形 固 定 資 産	1,072	預 り 金	5
建 物	296	役 員 賞 与 引 当 金	10
構 築 物	0	そ の 他	15
工 具 器 具 備 品	1	固 定 負 債	1,130
土 地	775	社 債	370
無 形 固 定 資 産	10	長 期 借 入 金	533
ソ フ ト ウ ェ ア	6	退 職 給 付 引 当 金	15
電 話 加 入 権	3	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	104
投 資 そ の 他 の 資 産	1,157	預 り 保 証 金	99
投 資 有 価 証 券	121	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	7
関 係 会 社 株 式	774	負 債 合 計	2,015
繰 延 税 金 資 産	164	(純 資 産 の 部)	
保 険 積 立 金	90	株 主 資 本	4,701
そ の 他	10	資 本 金	1,534
貸 倒 引 当 金	△4	資 本 剰 余 金	131
資 産 合 計	6,749	資 本 準 備 金	131
		利 益 剰 余 金	3,392
		利 益 準 備 金	85
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,307
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,307
		自 己 株 式	△355
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	32
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	16
		土 地 再 評 価 差 額 金	16
		純 資 産 合 計	4,734
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	6,749

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売	上	高				725
売	上	価				29
売	上	総	利	益		695
販	売	費	及	び	一	般
管	理	費				355
営	業	利	益			340
営	業	外	収	益		
受	取	利	息		28	
受	取	配	当	金	0	
為	替	差	益		5	
投	資	有	価	証	券	売
受	取	保	険	金		7
そ		の	他			0
営	業	外	費	用		43
支	払	利	息		17	
社	債	利	息		3	
社	債	発	行	費	2	
支	払	保	証	料	0	
自	己	株	式	取	得	費
					2	27
経	常	利	益			356
特	別	利	益			
固	定	資	産	売	却	益
					123	123
特	別	損	失			
関	係	会	社	株	式	評
					価	損
					74	74
税	引	前	当	期	純	利
						益
法	人	税、	住	民	税	及
						び
法	人	税	等	調	整	額
						45
						8
当	期	純	利	益		351

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金
当 期 首 残 高	1,534	131	427
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
利 益 準 備 金 の 積 立			
自 己 株 式 の 取 得			
自 己 株 式 の 処 分			1
自 己 株 式 の 消 却			△428
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△427
当 期 末 残 高	1,534	131	—

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		
		繰越利益剰余金		
当 期 首 残 高	79	3,137	△451	4,857
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△57		△57
当 期 純 利 益		351		351
利 益 準 備 金 の 積 立	5	△5		—
自 己 株 式 の 取 得			△469	△469
自 己 株 式 の 処 分			17	18
自 己 株 式 の 消 却		△118	547	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	5	169	95	△155
当 期 末 残 高	85	3,307	△355	4,701

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	
当 期 首 残 高	11	16	4,885
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△57
当 期 純 利 益			351
利 益 準 備 金 の 積 立			—
自 己 株 式 の 取 得			△469
自 己 株 式 の 処 分			18
自 己 株 式 の 消 却			—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5		5
当 期 変 動 額 合 計	5	—	△150
当 期 末 残 高	16	16	4,734

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した(リース資産を除く)建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産…ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5(リース資産を除く)年)による定額法によっております。

3. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を実施しております。

再評価実施日……………2002年3月31日

再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算定しております。

4. 引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、子会社からの業務受託報酬及び受取配当金になります。業務受託報酬においては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されていることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

6. 控除対象外消費税等の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当ありません。

(表示方法の変更)

該当ありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性について

①科目名及び当事業年度計上金額

科目名	金額(百万円)
繰延税金資産(純額)	164

(注)繰延税金負債と相殺前の金額は168百万円であります。

②見積りの内容及びその他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰越期間における課税所得を見積っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	2,892百万円
短期金銭債務	63百万円
長期金銭債務	99百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 471百万円

3. 保証債務

下記の会社の銀行借入について、債務保証を行っております。

S E モバイル・アンド・オンライン(株)	100百万円
S E インベストメント(株)	1,202百万円

4. 担保資産

(1)担保に供している資産(帳簿価額)

建物	263 百万円
土地	775 百万円
投資有価証券	1 百万円
計	1,040 百万円

(2)担保に係る債務(帳簿価額)

1年以内返済予定長期借入金	64 百万円
短期借入金	200 百万円
長期借入金	117 百万円
1年内償還予定社債	20 百万円
社債	370 百万円
計	771 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引(収入分) 707百万円

営業取引(支出分) 1百万円

営業取引以外の取引 25百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,637,729	1,219,680	1,862,400	995,009

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次の通りであります。

定款授權に基づく取締役会決議による増加 1,219,600株

単元未満株式の買取りによる増加 80株

減少株式数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少 1,800,000株

事後交付型株式報酬としての自己株式の処分による減少 62,400株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損否認	129百万円
投資有価証券評価損否認	12百万円
役員退職慰労引当金	32百万円
繰越欠損金	18百万円
会社分割により取得した関係会社株式	149百万円
その他	19百万円
繰延税金資産小計	362百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△12百万円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△181百万円
評価性引当額小計	△193百万円
繰延税金資産合計	168百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	3百万円
繰延税金負債合計	3百万円
繰延税金資産の純額	164百万円

(注) 上記の他、再評価に係る繰延税金負債が7百万円あります。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容 (注1)	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	SEモバイル・ アンド・オン ライン(株)	東京都 新宿区	10	ソフトウェ ア・ネット ワーク事業	所有直接 100.0	兼任 2名	管理業 務受託	債務保証 (注2)	100	—	—
								管理業務受託 (注2)	44	—	—
								グループ通算 制度に伴う通 算税効果額	0	未払金	21
子会社	(株)翔泳社	東京都 新宿区	50	出版事業	所有直接 100.0	兼任 4名	管理業 務受託	管理業務受託 (注3)	217	—	—
								グループ通算 制度に伴う通 算税効果額	5	未収入金	31
子会社	(株)SEデザイン	東京都 新宿区	30	コーポレー トサービス 事業	所有直接 100.0	兼任 4名	管理業 務受託	管理業務受託 (注4)	46	—	—
								グループ通算 制度に伴う通 算税効果額	20	未払金	41
子会社	(株)SEプラス	東京都 千代田区	17	教育・人材 事業	所有直接 100.0	兼任 3名	管理業 務受託	管理業務受託 (注5)	29	—	—
								グループ通算 制度に伴う通 算税効果額	2	未収入金	9
子会社	SEインベス トメント(株)	東京都 新宿区	247	投資運用事業	所有直接 100.0	兼任 3名	—	資金の貸付 (注6)	2,917	短期貸付金 その他流動 資産	2,809 23
								債務保証 (注6)	1,202	—	—
								グループ通算 制度に伴う通 算税効果額	7	未収入金	18

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 債務保証の取引金額は、期末残高(百万円)を記載しております。
2. SEモバイル・アンド・オンライン(株)の銀行借入について債務保証を行ったものであり、保証料は受領していません。管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
3. (株)翔泳社に対する管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
4. (株)SEデザインに対する管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
5. (株)SEプラスに対する管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
6. SEインベストメント(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年以下、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、同社の銀行借入について債務保証を行ったものであり、保証料は受領していません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1 株当たり純資産額	309円67銭
(2) 1 株当たり当期純利益	22円17銭

(重要な後発事象に関する注記)

(自己株式の取得)

当社は、2026年5月8日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

- (1) 取得を行う理由：経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため
- (2) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (3) 取得する株式の総数：400,000株(上限)
- (4) 株式の取得価額の総額：160百万円(上限)
- (5) 自己株式取得の日程：2026年5月11日～2026年6月19日
- (6) 取得方法：東京証券取引所における市場買付

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大屋 誠三郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 拓
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

2026年5月26日

S Eホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社
代表取締役社長 速水 浩二 殿

S Eホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社 監査等委員会
監査等委員会 佐多 俊一 ㊞
委員長
監査等委員 飯塚 孝徳 ㊞
監査等委員 廣岡 稜 ㊞

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査等委員飯塚孝徳及び廣岡稜は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

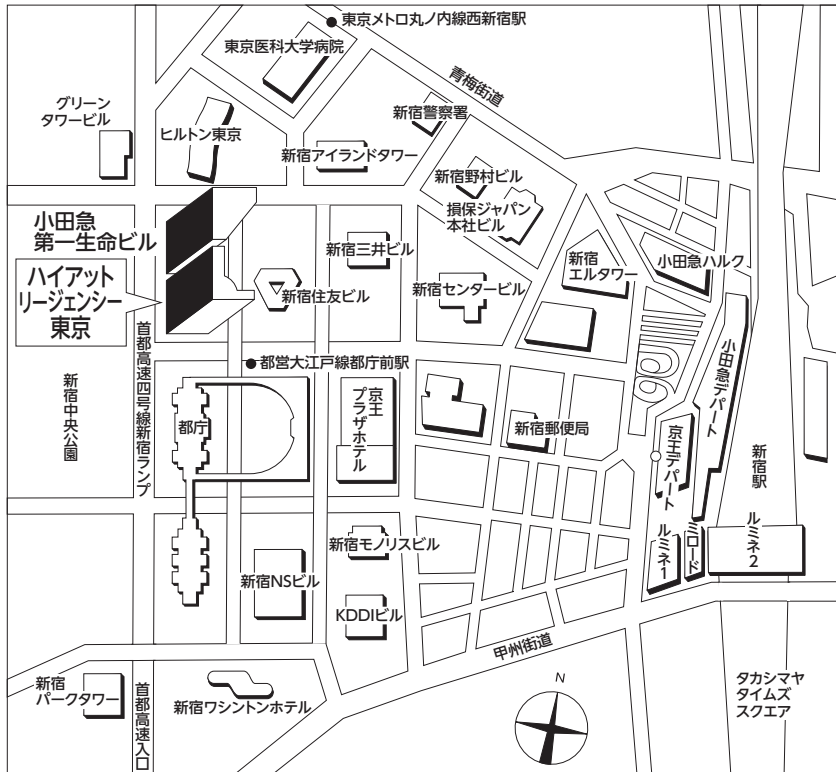
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

ハイアット リージェンシー 東京 白鳳の間

電話 (03)3348-1234(代表)



- 交通機関
- 新宿駅(西口)より徒歩約9分
- 地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分
- 地下鉄大江戸線都庁前駅に直結